

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（「政府調達に関する協定」適用外案件）に付します。

令和7年9月5日

分任支出負担行為担当官

四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所長 笠井 博之

1 工事概要

(1) 工事名 **令和7－8年度 明神山局電源設備更新工事**

(電子入札及び電子契約対象案件)

(2) 工事場所 **愛媛県上浮穴郡久万高原町中津 明神山レーダ雨量観測所**

(3) 工事内容 **電源設備工 1式**

受変電設備工 1式

(4) 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。ただし、余裕期間は6カ月を超えない範囲とする。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、工事の始期及び終期を通知すること。

工事の始期までの余裕期間内は、配置予定技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材等の搬入及び仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工事完了期限：令和8年11月30日まで

工期：工事の始期から終期

(5) 工事の実施形態

- 1) 本工事は、競争に参加する意思を記載した競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を受け付け、入札時に入札書と併せて競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出を求め、技術資料の審査、評価後に開札及び総合評価を実施し、落札者を決定する同時提出型総合評価落札方式の試行工事である。
- 2) 本工事は、配置予定技術者の工事経験等及び企業の施工実績等の技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型）の適用工事である。
- 3) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後VE方式の試行工事である。
- 4) 本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。ただし、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第

165号)（以下「予決令」という。）第85条の基準が設定されている工事（予定価格が1000万円を超える工事）に限り試行工事の対象とする。

- 5) 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
- 6) 本工事は、発注者が、本工事の積算に必要な歩掛及び機器単体費について見積りを求める工事であり、見積りを求めた歩掛及び機器単体費については、「見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限」までに申請書を提出した者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。
- 7) 本工事は、技術資料等の提出、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。
- 8) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。
- 9) 本工事は、発注者が完全週休2日（土日）（現場閉所）に取り組むことを指定する「完全週休2日（土日）工事（発注者指定方式）」であり、完全週休2日（土日）の取得に要する費用については、各経費に補正係数を乗じて計上している。
なお、完全週休2日（土日祝）を達成した場合には、「完全週休2日（土日祝）達成証明書」を交付する。
- 10) 本工事は、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。
- 11) 本工事は、受注者が施工段階において、施工手順の工夫等、生産性向上（省人化等）に資する取り組み（以下「生産性向上チャレンジ」という。）の実施を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行工事である。
- 12) 本工事は、土木工事標準積算基準書に定める特別調査（臨時調査）結果に基づく機器単体費の提示を行う試行工事である。
- 13) 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
- 14) 本工事は、工事成績及び表彰等を評価せず、同種工事実績、近隣地域の施工実績等のみで評価を行う「地元企業の新たな参入を促す方式（チャレンジ型）」の試行工事である。

- 15) 本工事は、新技術を活用し、現場における効率性向上を2割以上達成した場合は、達成率に応じた効率性向上実績証明書の交付を行う試行工事である。
- 16) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
- 17) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加減点を行う工事である。
- 18) 本工事は、若手技術者等現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置できる試行工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 四国地方整備局における令和7・8年度一般競争参加資格のうち、「**受変電設備工事**」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成22年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する**同種工事**を施工した実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下「海外認定・表彰制度」という。）により認定された実績を含む。）。経常建設共同企業体にあっては、構成員の1社が平成22年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する**同種工事**の施工実績を有していればよい。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

・**同種工事とは、受変電設備または発電設備の設置、更新、改造又は修繕を行つたいずれかの工事の施工実績を有すること。**

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものを除く。

- (5) 次に掲げる 1)から 5)の基準を満たす主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は、受注者が工事の始期と終期を設定することができる工事（フレックス方式）であり、契約締結日の翌日から工事の始期前日までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。

また、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。

※監理技術者補佐とは建設業法第 26 条第 3 項第 2 号による監理技術者の職務を補佐する者をいう。

準備期間を含まない専任期間としては、現地での据付調整期間とする。

- 1) **1 級電気工事施工管理技士若しくは 2 級電気工事施工管理技士**又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。

- 2) 平成 22 年度以降に、元請けの技術者として**同種工事（上記(4)に掲げる工事）又は次の要件を満たす類似工事**の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の経験に限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち 1 社の配置予定技術者が平成 22 年度以降に元請けとして**同種工事又は次の要件を満たす類似工事**の経験を有していること。

・類似工事とは、同種工事以外の電気工事の施工実績を有すること。

なお、当該経験が大臣官房官序営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が 65 点未満のものを除く。

また、施工経験として求める上記期間中に、「労働基準法」（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する育児休業及び同条第 2 号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、施工経験として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出するものとする。

- 3) 配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- 4) 監理技術者、特例監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。監理技術者補佐にあっては、主任技術者の資格を有する者のうち 1 級の技術検定の第一次検定に合格した者（1 級施工管理技

士補) 又は 1 級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

※特例監理技術者とは建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者をいう。

- 5) 配置予定技術者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号及び第 15 条第 2 号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合はこの限りでない。
- 6) 上記 1) から 4) について確認できる書類を添付すること。該当書類が添付されない場合は、本競争に参加できないことがある。
- (6) 本工事において、特例監理技術者の配置を行う場合は、以下の 1) から 8) の要件を全て満たすことを確認したうえで、入札説明書に定める様式を提出した者であること。なお、特例監理技術者に求める要件は、2(5) に示す 1) から 5) と同一とする。
 - 1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
 - 2) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
 - 3) 特例監理技術者が兼務する工事は**四国地方整備局管内**の工事でなければならない。
 - 4) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - 5) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - 6) 監理技術者補佐が担う業務等について、施工計画書で明らかにすること。
 - 7) 特例監理技術者が兼務する工事は維持工事※以外の工事でなければならない。
※「維持工事」とは通年維持工事等（24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。
 - 8) 兼務する工事の発注者に本工事との兼務について承諾を得ること。
- (7) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
※（受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員）
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。なお、本工事に技術資料を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある

場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者の競争参加資格を認めない。

(10) 建設業法の**電気工事**の許可を有する者であること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 四国地方整備局（港湾空港関係を除く。）において、元請けとして完成した工事がある場合は、工事成績評定通知書による評定点の平均が過去2年度（令和5・6年度）間連続で60点未満でないこと。

(13) 申請書の提出に併せて歩掛見積りを提出した者であること。

(14) 競争参加資格の確認は、技術資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにて**令和7年10月20日**までに通知する。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価項目及び評価の着目点

本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

1) 技術者評価

1. 配置予定技術者の評価

- ・C P D（継続教育）、同種工事の施工経験について評価する。

2) 企業評価

1. 基本企業評価

イ. 施工実績の評価

- ・同種工事の施工実績について評価する。

ロ. 地域精通度・社会性の評価

- ・近隣地域の施工実績、事故及び不誠実な行為をした実績について評価する。

2. その他企業評価

登録基幹技能者の活用、建設マスター等の活用について評価する。

3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

ワーク・ライフ・バランス等推進企業について評価する。

4) 賃上げの実施に関する評価

賃上げの実施を表明した企業について評価する。

5) 施工体制評価

1. 品質確保の実効性

- ・工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

2. 施工体制確保の確実性

- ・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

(2) 落札者の決定方法

1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

2) 標準点

- ・1)の要件を満たす入札を行った者に対して、100点の標準点を与える。

3) 加算点及び施工体制評価点

・(1)1)及び2)については、各項目の評価点の合計点の最大の者に30点、その他の者は按分して加算点を与える。

・(1)3)については、評価基準を満たしている場合に加算点1点を与える。

・(1)4)については、評価基準を満たしている場合に加算点2点を与える。

・(1)5)については、1.及び2.について、それぞれ総合的に優・良・可で評価し、優を15点、良を5点、可を0点、とし施工体制評価点を与える。

各評価項目の評価基準、評価点等詳細については、入札説明書による。

4) 上記により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

5) 評価値、基準評価値について

評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。評価値及び基準評価値の計算において予定価格と入札価格の単位は億円とする。

$$\text{基準評価値} = 100 \text{点} (\text{標準点}) \div \text{予定価格} (\text{単位: 億円})$$

6) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒778-0040 徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1
四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所 総務課
専門職 電話：0883-72-3000（内線210）

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

令和7年9月5日から令和7年10月6日まで、電子入札システムから入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。

電子入札システムのアドレスは次のとおりである。

<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Acceptor/>

(3) 申請書、歩掛見積り及び機器単体費見積りの提出期間、提出先及び提出方法

令和7年9月6日から令和7年9月22日までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に原則として電子入札システムにより、提出すること。

(4) 入札及び技術資料の提出期間、提出先及び提出方法

令和7年10月2日から令和7年10月6日までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。最終日は午後3時まで。)に原則として電子入札システムにより、提出すること。

(5) 開札の日時及び場所

開札は、**令和7年10月28日午前10時** 四国地方整備局 **吉野川ダム統合管理事務所**入札室にて行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除

2) 契約保証金 納付 (保管金の取扱店 日本銀行脇町代理店)

ただし、利付国債の提供（取扱官庁 四国地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 四国地方整備局 **吉野川ダム統合管理事務所**）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札、歩掛見積りを提出していない者のした入札（歩掛見積り対象工事の場合）及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、契約変更を行うものとする。詳細は特記仕様書による（契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるV E 方式。）。

(5) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の差し替えは認められない。

(6) 専任の配置予定技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、配置予定技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(9) 施工体制の確認についてヒアリング等を実施すると共に、ヒアリングに際して追加資料の提出を求める事がある。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4(1)に同じ。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4(3)及び(4)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 本工事の契約締結後、契約者が「受注している」若しくは「過去に受注していた」他の工事（国土交通省・特殊法人等の発注工事）において、データ改ざんや施工不良の隠蔽等、公共事業の社会的信用の失墜に繋がるような事実が確認された場合は、本工事を重点監督対象工事とする場合がある。

(13) 詳細は入札説明書による。